

令和2年度 第10回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招集年月日	令和3年1月12日(火)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年1月12日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和3年1月12日 午後2時05分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	17番 井手 久美子 18番 廣瀬 孝喜					
出席した 農業委員会職員	事務局長 山本祐二 課長補佐 高田真之					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第1回)の決定について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、それでは開会いたします。御起立ください。着席ください。ただいまから、令和2年度第10回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御あいさつをお願いいたします。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 改めまして、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。コロナもおさまっておりますけれども、十分注意されて、日々の生活をおくっていただきたいと思います。それでは、本日は、26名全員出席ですので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会、会議規則第17条の規定によって、17番、井手久美子委員、18番、廣瀬孝喜委員を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による、通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは報告いたします。資料2ページ左側をごらんください。今回は11件の合意解約となっております。解約の理由について、申請番号1番から5番が、所有権移転のため、申請番号6番から11番が、第三者貸しつけのため、となっております。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に、発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。報告第2、許可不要転用届1件について報告いたします。資料は3ページ左側からになります。申請番号6番について、町内の個人の方で、台帳、田、現況、道路、2筆で、面積は合計166平米。道路として、許可不要届を提出されているものです。現地は、岡原北宮麓地区、西照寺西側の幸野溝を越えたところであります。始末書を提出されており、周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断いたしました。以上、報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、農地所有適格法人報告書の提出について、の報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは、報告いたします。資料は、6ページをごらんください。今回は1件の届出が提出されております。関連資料につきましては、資料6ページ右側の農業生産法人経営概要表に記載してあります。資料は、令和2年12月1日現在です。以上、報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は、7ページからになります。今回は5件の審議をお願いいたします。申請番号20番ですが、資料は、7ページ右側から11ページ左側になります。譲り渡し人、譲り受け人は町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が1,729平米となっております。移転する契約とし

ましては、売買による所有権移転で、反当たり20万円です。譲受人は、申請地に粟を作付される予定です。次に、申請番号21番です。資料は、11ページ右側から15ページ左側になります。譲り渡し人、譲受人は、ともに町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳、現況とも畑です。面積は168平米となっております。移転する契約としては、贈与による所有権移転です。譲受人は申請地に、牧草を作付される予定です。次に申請番号22番ですが、資料は、15ページ右側から22ページ左側にあります。譲り渡し人、譲り受け人は、ともに町内の個人の方です。移転する土地としましては6筆で、地目は、台帳、現況等も3筆が畑、3筆が田です。面積は合計7,252平米となっております。移転する契約としては、贈与による所有権移転です。譲受人は、申請地に牧草を作付けされる予定です。次に、申請番号23番ですが、資料は22ページ右側から26ページになります。譲り渡し人は町外の個人の方、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳、現況とも田です。面積は合計1,648平米とあります。移転する契約としては、売買による所有権移転で、反当たり20万円と10万円です。譲受人は申請地に、水稻を作付される予定です。次に申請番号24番ですが、資料は、25ページ右側から29ページになります。譲り渡し人は町外の個人の方、譲受人は、町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳、現況とも田です。面積は、1149平米となっております。移転する契約としましては、売買による所有権移転で、反あたり30万円です。譲受人は、申請地に水稻を作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号20番の案件について、3番委員の中村委員より、申請番号21番の案件について、14番委員の的射場委員より、申請番号22番の案件について、20番委員の濱田委員より、関連のある申請番号23番24番の案件について、6番委員の城本委員より報告をお願いします。

◎3番委員(中村 金一君) 3番委員の中村です。午前中、午前中、確認にまわりました。で、資料は7ページから11ページまでです。11ページの図を見てもらうとわかんと思いますけれども、石坂公民館から平和のほうに、神殿原のほうに入ったところですよ。で、現在、横に購買者のほうが、粟を作付け、作付しておられます。で、それは隣接して、道がかりも、ありませんので、一緒に買って後、粟を植えられる予定で、何ら問題はないと思います。審議、よろしくお願ひします。

◎14番委員(的射場 洋一君) 14番的射場です。21番の案件について説明いたします。資料は11ページ右側から15ページ左側になります。15ページの地図をごらんください。場所は、あさぎり駅から北に向かいまして、まどか保育園の北側になります。譲受人の御自宅が、すぐ近くにございまして、隣接する、田畑についても、管理されておまして、その地続きで管理できる農地であるということから、引き受けられるということです。何ら問題ないと思われまますので、審議方よろしくお願ひします。

◎20番委員(濱田 定武君) はい。それでは22番の案件について説明を申し上げます。ページはですね、15ページ、15ページの右側から、22ページの左側まででございます。22ページ図面を見ていただきたいと思いますが、地図を見ていただくとわかりますように山と山に囲まれたところの谷間にある、田んぼ、あるいは畑でございまして、深田小学校から約ですね、2キロぐらい北のほうに県道多良木相良線がありますけれども、それをずっと2キロぐらい上っていったところで、ありまして、ちょうど、相良村との町村境のところにあります。筆数が多ございますので、一つ一つそれぞれ説明しますが、19ページをまず、字図を見ていただきたいと思いますが、2,852の1ですけども、これにつきましては、午前中、現地調査いたしましたですけども、ちょっとあの、現地の確認が間違っておりまして現地調査された方わかると思いますけれども、その場所から3枚目の北側のほうに荒地がありましたので、そこがこの土地でありまして、現在は、

荒地でございます。草がぼうぼうとしているところでございます。地目は田んぼですけども、何もつくってありません。すぐ、県道の側でございます。あけていただきまして、20ページでございますけれども、ここにつきましても、県道多良木相良線からすぐ行ったところでございますが、ここも少々荒れておまして草を刈ればですねきれいな畑になるんですけども、草がちよっとボウボウしておりました。それからその22ページのも、2,520番ですけども、これにつきましては一部竹林、竹が植わっております、上のほうにちよっとクリが植えてあるような現況でございます。それから、21ページの、2,556番につきましては、ここはきれいに耕してありまして、管理はしてあるところでございます。それから同じく21ページの、2,567の2につきましては、何も作付はしてありませんですけども、草を刈ってですね、きれいに管理してあるところでございます。買い受け人の方が、規模拡大ということで、遊休といいますか、管理して牧草をつくるというようなことでございますので、いいんではないかなと思って現地を見てまいりました。審議方よろしく願いいたします。以上です。

○6番委員（城本 康志君） 6番の城本です。午前中調査しまして、23、24が関連して報告いたします。譲り渡し人が、町外の方、譲り受け人が、町内の方で、場所的には、森園公園のすぐ側になります。23は、自宅のすぐ隣でございますので、今、麦を作付されてまして、管理的には、問題ないと思います。24番は、森園公園のそばで、まだ何も作付をされておませんが、きれいに管理されておりましたので、何ら問題ないと思いますので、御審議方お願いいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての、説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号20番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号20番の案件については、原案の通り決定いたしました。次に、申請番号21番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号21番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。はい。全員賛成です。したがって、申請番号21番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号22番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号22番の案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり、決定いたしました。次に、申請番号23番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号23番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって本案は、原案のとおり、決定することに、原案のとおり決定いたしました。続きまして、申請番号24番の案件について採決します。原案のとおり、すいません、質疑、申請番号24番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号24番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号24番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は、30ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。申請番号22番ですが、資料は、30ページ右側から36ページになります。譲り渡し人、譲受人は、町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目は、台帳、現況ともに、畑、転用面積が500平米となっております。移転する内容と

しましては、売買による所有権移転で、金額は、全体で20万円です。転用の目的は、個人住宅です。32ページ、右側の図をごらんください。申請地の位置については、後ほど、現地調査担当委員。説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、小集団で生産性の低い農地にある第2種農地で、個人住宅への転用は可能です。33ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。次に、申請番号23番ですが、資料は、37ページから42ページになります。譲り渡し人、譲り受けはともに、町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目は台帳、田、現況は、休耕地、転用面積が352平米となっております。移転する内容としては、贈与による所有権移転です。転用の目的は、個人住宅です。38ページの地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど、現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、おおむね10ヘクタール以上の農地の集団と接続した第1種農地ですが、その集落に居住する者の生活上必要なものとなり、個人住宅への転用可能です。40ページから事業計画書、資金計画書、融資証明等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号22番の案件について、11番委員の豊永委員より、申請番号23番の案件について、6番委員の城本委員より報告をお願いします。

○11番委員(豊永 安茂君) 11番豊永です。農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号22番について、きょうの現地調査の結果を報告いたします。資料は、30ページから36ページになります。場所は、上村小学校近くに光源寺っていうのがありますが、光源寺から山のほうに向かって、南ですね、南のほうに向かって、800メートルばかり上がったところの、永里地区集落の内にあります。で、売り渡し人、売り渡し人と譲り受け人は、同じ集落の隣土の、家でございます。住宅、敷地内にありまして、何ら問題ないと思いますので、皆さんの審議方、お願いいたします。以上です。

○6番委員(城本 康志君) 6番委員の城本です。午前中、調査しまして、ページは37ページからになっております。場所が、岡原の宮麓地区、西照寺のすぐ下になりまして、譲り渡し人、譲受人も町内の方で、親子関係になっております。新築するところは別に問題ないと思いますが、既存の住宅が今、始末書が出ていますが、測量した結果ですね、田のほうにちょっとひっかかっているところがありましたので、始末書を出されております。本人も非常に反省されておりますので、御審議方よろしくお願いいたします。以上です。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号22番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号22番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号22番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号23番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号23番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号23番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画(第1回)について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。それでは、利用権設定にかかわる分について説明いたします。資料は44ページ、左側からごらんください。申請番号1番から、とびますけれども資料49ページ、右側上段、22番までは、期間満了にともなう賃貸借権の再設定です。申請番号23番、資料47ページ左側下段

から、資料5 1 ページ、左側上段2 5 番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号2 6 番から、資料5 6 ページ右側上段の4 6 番までは、新規の賃貸借権の設定です。資料5 6 ページ左側下段、申請番号4 7 番は、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転にかかわる部分の説明をいたします。資料5 7 ページ左側からごらんください。今回の申請は7 件で、申請番号1 番から5 番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れをものです。申請番号6 番から7 番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号1 番の買い入れ価格は、1 0 アール当たり8 0 万円です。申請番号2 番の買い入れ価格は、1 0 アール当たり3 9 8, 2 0 9 円です。申請番号3 番の買い入れ価格は、1 段目の土地が1 0 a 当たり4 5 4, 1 3 3 円です。2 段目の土地が、1 0 a あたり、7 4 5, 2 5 8 円です。申請番号4 番の買い入れ価格は、1 0 アール当たり5 0 万円です。申請番号5 番の買い入れ価格は、1 0 アール当たり7 0 万円です。申請番号6 番の売り渡し価格は、1 0 アールあたり、2 4 3, 3 5 3 円です。申請番号7 番の売り渡し価格は、1 0 アール当たり8 2 万円です。以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項の、各要件を満たしていると考えております。なお、5 7 ページ右側から6 1 ページにかけて、申請地位置図と利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せてあります。なお申請地位置図は、1 番から5 番の農地のみ掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号農用地利用集積計画（第1回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号農用地利用集積計画（第1回）について、を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。これで、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

閉会 午後2時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和3年2月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 17番 井手 久美子

あさぎり町農業委員会 署名委員 18番 廣瀬 孝喜